

別表3（第3章第4関係）

状況に応じた原子力災害への対応（避難の場合）

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 ○ 学校に近い場合には登校し、先生の指示で、速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人々の指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登校してきた児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人々の指示に従った行動をとる。 	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 市町が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、市町災害対策本部から、児童の避難場所を防災無線等により広報する。
(3) 下校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞きその指示に従う。 ○ 家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 ○ 学校に近い場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人々の指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に残っていたり、戻ってきた児童を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告するとともに、避難の準備をさせる。 ○ 市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 校外活動中に災害が発生したら	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人からの指示に従った行動をとる。 	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 当該市町災害対策本部からの指示で避難誘導し、市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設やバスの中で待機する。 	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(5) 休日・夜間に災害が発生したら	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人からの指示に従った行動をとる。 	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をするとともに総括班へ報告する。 ○ 市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、定期時に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 ○ 保護者（家庭）へ、本人の所在等を知らせる。 <p>《自宅にいた時に災害が発生した場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所へ向かい、避難所で児童の所在を確認し総括班へ報告する。 また、避難所運営への支援協力をする。